

政令番号175 水銀及びその化合物

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成19年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下事業所	自動車等移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農薬	農業用以外殺虫剤	その他	
1	北海道	1.5E+0							1.5
2	青森県	4.3E-1							0.4
3	岩手県	3.8E-1							0.4
4	宮城県	7.9E-1							0.8
5	秋田県	2.6E-1							0.3
6	山形県	3.2E-1							0.3
7	福島県	4.7E-1							0.5
8	茨城県	1.3E+0							1.3
9	栃木県	6.7E-1							0.7
10	群馬県	6.2E-1							0.6
11	埼玉県	1.6E+0							1.6
12	千葉県	1.5E+0							1.5
13	東京都	3.2E+0							3.2
14	神奈川県	2.3E+0							2.3
15	新潟県	5.3E-1							0.5
16	富山県	3.0E-1							0.3
17	石川県	3.5E-1							0.3
18	福井県	2.5E-1							0.3
19	山梨県	3.8E-1							0.4
20	長野県	5.3E-1							0.5
21	岐阜県	4.5E-1							0.4
22	静岡県	1.3E+0							1.3
23	愛知県	1.8E+0							1.8
24	三重県	4.5E-1							0.5
25	滋賀県	3.3E-1							0.3
26	京都府	8.2E-1							0.8
27	大阪府	2.0E+0							2.0
28	兵庫県	1.2E+0							1.2
29	奈良県	2.7E-1							0.3
30	和歌山県	3.8E-1							0.4
31	鳥取県	1.8E-1							0.2
32	島根県	2.1E-1							0.2
33	岡山県	5.0E-1							0.5
34	広島県	9.1E-1							0.9
35	山口県	5.7E-1							0.6
36	徳島県	2.9E-1							0.3
37	香川県	3.0E-1							0.3
38	愛媛県	3.5E-1							0.4
39	高知県	2.1E-1							0.2
40	福岡県	1.4E+0							1.4
41	佐賀県	3.1E-1							0.3
42	長崎県	4.8E-1							0.5
43	熊本県	4.6E-1							0.5
44	大分県	3.8E-1							0.4
45	宮崎県	3.5E-1							0.4
46	鹿児島県	5.3E-1							0.5
47	沖縄県	3.8E-1							0.4
	全国	3.5E+1						1.0E+3	1,049.0

注)「その他」のうち「製品使用に伴う低含有率物質」の排出量は、都道府県別の推計ができないため、都道府県合計と全国合計は一致しない。